



慶應義塾大学ビジネス・スクール

男性のセクシャルハラスメント：A 氏の話（B）

5

悩んだ果てに、私（A 氏）は直属の上司である課長に、部長の件を相談しました。しかし課長は、「部長はスキンシップを取りたがるんだよな。俺も尻を叩かれてハッパかけられたことあるよ。お前のことを期待している証拠だよ。」と言って、あまり真剣に取り合ってくれませんでした。

直属の上司が守ってくれないなら、せめて部長と一対一で会わなければならない状況を回避するために同僚の協力を得たいと思い、同じ部署の何人かに相談しました。しかし、課長とあまり反応は変わりませんでした。相手からはむしろ、あまり関わり合いたくないという雰囲気が読み取れました。

10

最初はあまり、大ごとにしたくありませんでした。しかし、徐々に精神的に追い詰められていきました。そこで、思い切って人事部のハラスメント相談窓口で相談しました。人事部は相談の翌日に部長から聞き取りをし、注意をしたようです。また、私の担当部署を変更してくれることにもなりました。しかし、人事変更までには 2 か月程度かかるとのことで、その間はずっと部長と毎日職場で顔を合わせるようになりました。

15

異動を待つ間も、部長のハラスメントは止まりませんでした。それどころか、人事部に注意された原因が彼自身にではなく、私にあると思っているようでした。そうした日々が続く中、ストレスがもとで私は適応障害を発症してしまい、会社に行くことができなくなりました。休職は 1 年に及びました。^[1]

20

25

^[1] このケースは NHK 『クローズアップ現代+』ウェブサイト内、『みんなでプラス』コーナーから、「“性暴力”を考える」シリーズ Vol.28 「男性セクハラ被害の実態は」の中に掲載されたエピソードを基に構成した。 <https://www.nhk.or.jp/gendai/comment/0006/topic030.html>、2020 年 5 月 8 日アクセス。

このケースは慶應義塾大学ビジネス・スクール准教授 山尾佐智子がクラス討議の資料として作成した。

本ケースは慶應義塾大学ビジネス・スクールが出版するものであり、複製等についての問い合わせ先は慶應義塾大学ビジネス・スクールまで（〒 223-8526 神奈川県横浜市港北区日吉 4 丁目 1 番 1 号、電話 045-564-2444、e-mail: case@kbs.keio.ac.jp）。慶應義塾大学ビジネス・スクールの許可を得ずに、いかなる部分の複製、検索システムへの取り込み、スプレッドシートでの利用、またいかなる方法（電子的、機械的、写真複写、録音・録画、その他種類を問わない）による伝送も、これを禁ずる。ケースの購入は <http://www.bookpark.ne.jp/kbs/> から。

30

Copyright © 山尾佐智子（2020 年 6 月作成）